

高知市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、食費等の物価高騰の影響を特に受けて損害を受けた低所得の子育て世帯（ひとり親世帯を除く。）を支援するために、高知市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）（以下「本給付金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

（支給対象者）

第2条 本給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

(1) 高知市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給規則（令和3年規則第91号。以下「給付金支給規則」という。）に基づいて令和4年度に支給された給付金（以下「令和4年度給付金」という。）の支給の対象者である者（以下「令和4年度給付金支給対象者」という。）

(2) 令和4年度給付金支給対象者以外で、次条に規定する対象児童（本給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。）を養育する者であって、次に掲げる所得に係る要件のいずれかに該当するもの（以下「その他の支給対象者」という。）

ア 令和5年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する市町村民税均等割（同法第736条の規定による特別区民税を含む。以下「市町村民税均等割」という。）が課されていない者又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の条例で定めるところにより市町村民税均等割を免除された者

イ 食費等の物価高騰の影響を受けて令和5年1月以後の家計が急変し、当該者の収入見込額（令和5年1月から令和6年2月までの任意の1か月の収入に12を乗じて得た額をいう。以下同じ。）又は所得見込額（当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。以下同じ。）が市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下であると市長が認める者

2 前項の規定にかかわらず、本給付金が支給されるまでの間に、次の各号に掲げる者が、当該各号に掲げる場合に該当したときは、当該支給対象者が養育する児童その他当該児童に係る本給付金の支給を受けるものとして適当であると市長が認める者に対して本給付金を支給する。

(1) 令和4年度給付金を受給した者（以下「令和4年度給付金受給者」という。）のうち、給付金支給規則第2条第1号に規定する児童手当等受給・非課税者（以下「児童手当等受給・非課税者」という。） 令和4年4月1日以後に死亡した場合

(2) 令和4年度給付金受給者のうち、給付金支給規則第2条第2号に規定する新規児童手当等受給・非課税者（以下「新規児童手当等受給・非課税者」という。） 支給要件に該当することが確認された日の翌日以後に死亡した場合

(3) その他の支給対象者 第7条第1項の申請をした後、当該者に対する本給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者には、本給付金を支給しない。

(1) 児童手当法（昭和46年法律第73号）第4条第1項第4号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者

(2) 児童手当法第4条第1項第4号に規定する障害児入所施設等の設置者

(3) 法人

4 市長は、次の各号に掲げる者が、当該各号に掲げる場合に該当する場合は、当該者への本給付金の支給を実施する。

(1) 令和4年度給付金支給対象者 市長が令和4年度給付金に係る支給事務（給付金支給規則第6条第2項に規定する高知市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）受給拒否の届出書の受理を含む。）を行った場合

(2) その他の支給対象者 第7条第1項の申請の時点において本市に居住する場合
(対象児童)

第3条 本給付金の対象児童は、平成17年4月2日（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下「施行令」という。）別表第3で定める程度の障害の状態にあり、認定を受けた特別児童扶養手当の支給額の算定の基礎となっている者については平成15年4月2日、令和4年度給付金の支給額の算定の基礎となっている者については平成16年4月2日（施行令別表第3で定める程度の障害の状態にあり、認定を受けた特別児童扶養手当の支給額の算定の基礎となっている者については、平成14年4月2日））から令和6年2月29日までの間に出生した児童（日本国内に住所を有するもの又は児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号）第1条で定める理由により日本国内に住所を有しないものに限る。）とする。

- 2 既に支給の決定がされている低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）又は本給付金の算定の基礎とされた児童は、対象児童としない。
- 3 児童が異なる児童手当等受給・非課税者に養育されている場合において、当該児童は、児童手当受給者に係る対象児童とし、特別児童扶養手当受給者に係る対象児童とはしない。
- 4 児童が異なる新規児童手当等受給・非課税者に養育されている場合において、当該児童は、新規児童手当受給者に係る対象児童とし、新規特別児童扶養手当受給者に係る対象児童とはしない。
- 5 児童が異なるその他の支給対象者に養育されている場合において、当該児童は、当該その他の支給対象者のうち、収入見込額又は所得見込額が最も高い者に係る対象児童とし、当該者以外の当該その他の支給対象者に係る対象児童とはしない。

(本給付金の支給額)

第4条 本給付金の支給額は、支給対象者が養育する対象児童1人につき5万円を支給する。

(令和4年度給付金支給対象者に対する本給付金の支給の決定等)

第5条 市長は、令和4年度給付金支給対象者に対し、本給付金の支給について通知するものとする。

- 2 令和4年度給付金支給対象者は、前項の通知があった場合であって、本給付金の受給を拒否しようとするときは、市長が別に定める日までに、高知市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）受給拒否の届出書（様式第1号）により市長に届け出なければならない。
- 3 市長は、前項の規定による届出をしなかった令和4年度給付金支給対象者について、速やかに本給付金の支給を決定し、当該者に対し、本給付金を支給する。

(令和4年度給付金支給対象者に対する本給付金の支給の方式)

第6条 令和4年度給付金支給対象者に対する本給付金の支給は、令和4年度給付金支給口座振込方式（令和4年度給付金を支給した口座に振り込む方式をいう。以下同じ。）により行う。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める方式によって支給する。

- (1) 令和4年度給付金の支給口座と直近の児童手当振込時における指定口座又は特別児童扶養手当振込時における指定口座が異なる場合 児童手当支給口座振込方式（直近の児童手当振込時における指定口座に振り込む方式をいう。）又は特別児童扶養手当支給口座振込方式（直近の特別児童扶養手当振込時における指定口座に振り込む方式をいう。）
- (2) 令和4年度給付金支給対象者が令和4年度給付金の支給口座、直近の児童手当振込時における指定口座又は特別児童扶養手当振込時における指定口座を解約等している場合 指定口座振込方式（支給対象者が指定する口座に振り込む方式をいう。）
- (3) 令和4年度給付金支給対象者が金融機関に口座を開設していない場合、金融機関から著しく離れた場所に居住している場合その他令和4年度給付金支給口座振込方式又は前2号に定める方式による支給が困難な場合 窓口現金受領方式（窓口で現金を交付することにより支給する方式をいう。）

(その他の支給対象者に対する申請及び支給の方式)

第7条 その他の支給対象者は、本給付金の支給を受けようとするときは、高知市低所得の子育て世帯に対する

子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）申請書（請求書）（様式第2号。以下「給付金申請書」という。）に関係書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 前項の申請及びその他の支給対象者に対する本給付金の支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行うものとする。この場合において、第3号に掲げる方式による申請及び支給は、同項の申請をしようとする者（以下この条において「給付金申請者」という。）が金融機関に口座を開設していない場合、金融機関から著しく離れた場所に居住している場合その他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限るものとする。

(1) 郵送申請方式（給付金申請者が給付金申請書を郵送により市に提出し、市が給付金申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式をいう。）

(2) 窓口申請方式（給付金申請者が給付金申請書を市の窓口提出し、市が給付金申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式をいう。）

(3) 窓口現金支給方式（給付金申請者が給付金申請書を郵送により、又は市の窓口提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式をいう。）

3 市長は、第1項の申請の受理に際して、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、給付金申請者の本人確認を行うものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、その他の支給対象者について、前2条の規定の例により本給付金の支給決定及び支給を行うことができる。

（申請受付開始日及び申請期限）

第8条 前条第1項の申請の受付は、同条第2項各号に掲げる方式ごとに市長が別に定める日から行うものとする。

2 前条第1項の申請の期限は、令和6年2月29日（令和6年3月分の児童手当又は特別児童扶養手当の認定又は額の改定の認定の請求をした者等への支給の申請については、令和6年3月15日）までとする。ただし、市長が特別な事情があると認める場合は、この限りでない。

（代理による申請）

第9条 支給対象者の代理人として第7条第1項の申請を行うことができる者は、支給対象者の指定した者と認められる者その他市長が適当と認める者とする。

（その他の支給対象者に対する本給付金の支給の決定）

第10条 市長は、第7条第1項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、本給付金の支給の可否を決定し、適当と認めたときは、当該申請をした支給対象者に対し、本給付金を支給する。

（本給付金の支給等に関する周知）

第11条 市長は、本給付金の支給に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請の受付開始日等の概要について、広報紙への掲載その他の適切な方法により住民への周知を行う。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第12条 市長が第5条第3項の規定による支給決定を行った後、当該支給対象者の口座が解約、変更等されていることによる振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、当該支給対象者と連絡が取れない等の事由により、令和6年3月31日までに本給付金を支給できなかったときは、当該支給決定はなかったものとみなす。

2 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、第8条第2項に規定する申請期限までにその他の支給対象者から第7条第1項の申請がなかった場合（同条第4項の規定により本給付金を支給した場合を除く。）は、その他の支給対象者が当該申請に係る本給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

3 市長が第10条の規定による支給決定を行った後、給付金申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、給付金申請書の補正が行われないことその他その他の支給対象者（その代理人を含む。）の責めに帰すべき事由により、市長が別に定める日までに本給付金を支給できなかったときは、当該給付金に係る申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第14条 市長は、第5条第3項又は第10条の規定により本給付金の支給決定を受けた支給対象者が支給対象者の要件を満たさなくなったとき、又は偽りその他不正の手段により本給付金の支給を受けたことが明らかになったときは、当該支給決定を取り消し、支給を行った本給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第15条 本給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、本給付金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月29日から施行する。

高知市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分) 受給拒否の届出書

高知市長 様

私は、高知市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の受給について拒否しますので、高知市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給第要綱第5条第2項の規定により、届け出ます。

令和 年 月 日

住所 _____

届出者 氏名 _____

連絡先 () _____

本人確認書類を貼り付けてください。

※ 運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し

高知市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）申請書（請求書）

高知市長 様

3 ページ目の【誓約・同意事項】に誓約及び同意の上、申請します。

1 申請・請求者、配偶者等		記入日	令和	年	月	日
氏名	生年月日	現住所				
刀カナ (※) <small>※自署しない場合は、記名押印をお願いします。</small>	昭・平 年 月 日					
	電話番号					
令和5年1月1日時点の住所 (※ 現住所と異なる場合のみ記載してください。)	令和5年3月31日時点の住所 (※ 現住所と異なる場合のみ記載してください。)	申請者の個人番号 (マイナンバー) (12桁) <small>※ 不明な場合は記載不要です。</small>				
配偶者等氏名	同居・別居の別	別居の場合は住所を記載			配偶者等の個人番号 (マイナンバー) (12桁) <small>※ 不明な場合は記載不要です。</small>	
	同居・別居					

※ 配偶者等の欄は、2人以上で児童を養育している場合に記入してください。「配偶者等」とは、児童を養育する配偶者、未成年後見人、父母指定者等を含みます。

※ 配偶者等が複数人いる場合は、上記以外の配偶者等の氏名、同居・別居の別、別居の場合は住所及びマイナンバーを別紙で提出してください。

2 支給要件

次の(1)及び(2)のそれぞれについて該当する項目のチェック欄(□)に『✓』を記入してください。

(1) 養育要件

<input type="checkbox"/>	① 児童手当対象児童を養育【公務員以外】
<input type="checkbox"/>	① " 【公務員】
<input type="checkbox"/>	② 特別児童扶養手当対象児童を養育
<input type="checkbox"/>	③ 中学校修了後（15歳年度末） ～18歳年度末までの児童を養育

(2) 所得要件

<input type="checkbox"/>	① 令和5年度分の市町村民税均等割が非課税
<input type="checkbox"/>	② 家計急変

3 給付金申請児童等

今回、給付金を申請する児童について、申請時点の状況を次ページの表Aに記入してください。
また、既に令和5年度中に本給付金（「ひとり親世帯分」又は「ひとり親以外世帯分」）を受給したことがある場合は、表Bにその対象となった児童の氏名を記入してください。

(次ページにつづきます。)

(公務員の方のみ) ※ この欄は、所属庁が記入しますので、申請・請求者は記入しないでください。

公務員児童手当受給状況証明欄

証明欄 附番

上記の申請・請求者は、上記（3の表A） 人の対象児童に係る

であることについて証明します。

年 月 日

証明者

証明事務担当
担当課（室）・担当係
電話番号

【誓約・同意事項】

各項目のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。

- 高知市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）（以下「給付金」という。）の支給要件に該当します。
- 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うこと及び必要な資料の提供を他の行政機関等に求め、又は提供することに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、市長が支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- 市長が支給決定をした後、この申請書（請求書）の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請・請求者と連絡が取れない等の事由により、令和6年3月31日までに給付金を支給できなかった場合は、給付金が支給されないことに同意します。
- 給付金の受給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合又は給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。
- 同一児童について給付金又は給付金（ひとり親世帯分）を受給済みではありません（受給していた場合には、給付金を返還します）。

提出書類

- 高知市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）申請書（請求書）（本書）
※ 必要事項をご記入ください。
- 申請・請求者本人確認書類の写し
※ 申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写しをご用意ください。
- 申請・請求者と児童との関係性を確認できる書類
※ 児童の父母による申請で、児童と同居している場合は、不要です。
※ 「3 給付金申請児童等」の「表A」の「関係性①から④まで」に応じた「必要書類」をご用意ください。
- 受取口座を確認できる書類の写し（※ 「5 受取方法」で「イ」を選択した場合に限る。）
※ 通帳やキャッシュカード等、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写しをご用意ください。
- 簡易な収入（所得）見込額の申立書
※ 「2 支給要件」の「② 所得要件」が「② 家計急変」の場合、申立てを行う収入（所得）に係る給与明細書、年金振込通知書等の収入額が分かる書類、事業収入、不動産収入に係る経費の金額の分かる書類を添付してください。

公金受取口座
未登録の方

マイナンバーカードがあれば、マイナポータルから簡単に公金受取口座を登録いただけます。
登録は給付金の支給要件ではありません。

「公金受取口座」の概要及び登録はこちら
（公金受取口座制度とは）国民の皆さまが給付金等の受取のための口座をデジタル庁に登録いただく制度です。

